

令和8年 秋の昭島市交通安全運動推進要領

1	運動の目的	1
2	期 間	1
3	スローガン	1
4	運動の重点	1
5	運動の進め方	1
6	重点の推進要領	2
7	主催機関の主要推進事項	9
8	主催機関	11

1 運動の目的

本運動は、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

2 期 間

令和8年9月21日（月）～30日（水）までの10日間

3 スローガン

「世界一の交通安全都市T O K Y Oを目指して」

4 運動の重点

- (1) 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- (2) 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- (4) 二輪車の交通事故防止
- (5) 運転中のスマートフォン等使用の根絶

5 運動の進め方

協議会に参加する機関・団体等は相互に連携を図り、それぞれの所管及び実態に応じて運動の重点等を踏まえ、すべての交通参加者がそれぞれの立場で相互理解を深めつつ、他者への思いやりの心が育成されるような創意工夫を凝らした取組を行い、この運動が市民総ぐるみの交通安全運動となるよう積極的に推進します。

6 重点の推進要領

(1) 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

- ア 歩行者が被害に遭う交通事故には、歩行者側にも横断歩道外横断や信号無視等の法令違反がある場合が多いことなど、歩行者が被害に遭う交通事故実態を踏まえた交通ルールを遵守するための取組の推進
- イ 横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を、手を挙げるなどして明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
- ウ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
- エ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童への教育を促す取組の推進
- オ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が加齢に伴って生ずる、身体機能の変化（認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え等）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- カ 全ての年齢層を対象とした反射材用品、ＬＥＤライト、明るい目立つ色の衣服等の視覚効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
- キ 通学路、幼児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動の推進
- ク 「生活道路は人が優先」という意識を浸透させるための広報啓発を推進す

るとともに、「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進

ケ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

コ 通行の妨げとなる不法占拠物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進

サ 令和8年9月1日から、生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時になることの広報啓発の推進

(2) 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

ア 夕暮れ時から夜間における死亡事故の特徴（日の入り後1時間における横断中の事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の推進

イ 夕暮れ時におけるライトの早めの点灯を促す取組の推進

ウ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進

エ 自動車運送業を始めとする、各種事業者による従業員への夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組の推進

オ 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進

カ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や、横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進

キ 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の

推進

- ク 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進
- ケ 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律（令和8年法律第52号）により、酒酔い運転の罪等の構成要件を明確化するための数値基準が設けられたこと及び飲酒運転はこれらの規定に基づき厳正に処罰されることについての周知
- コ 運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発の推進
- サ 業務中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進
- シ 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
- ス ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進
- セ いわゆる白タク、白トラ、白バス行為を防止するため、これらの行為が道路運送法等違反となることなどについての広報啓発の推進
- ソ 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進
- タ シートベルトの着用位置の調整、チャイルドシートの確実な取付方法や正しい着座方法等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進
- チ 体格等の事情により、シートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進
- ツ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進
- テ 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなった

- り、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえたシミュレーターの活用等による参加・体験・実践型の交通安全教育及び広報啓発の推進
- ト 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
- ナ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の広報啓発の推進
- ニ 母国との交通ルールの違い等を理解するための、啓発動画やリーフレット等を活用した交通安全教育の推進
- ヌ レンタカー事業者等と連携した車両貸し出し時におけるパンフレット等による日本の交通ルールの周知の推進
- ネ 日本語学校や外国人コミュニティ等における交通安全教育等の推進
- ノ 外国人労働者を雇用する使用者等による交通安全教育の強化の推進
- ハ 安全運転管理者選任事業者に対する交通事故防止に向けた安全運転指導を促す働き掛けの推進
- ヒ 二輪車の特性（車の死角に入りやすいなど）の周知及び顎紐は緩みなくしっかりと締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- フ 若年層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転の実践指導、交通安全教育・広報啓発の推進
- ヘ ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダルのみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の運転に当たり、無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等の交通ルールが適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

(3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底

- ア 16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されたことを踏まえた、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとりた自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認や歩道通行時の歩行者優先のほか、飲酒運転、「ながらスマホ」、夜間の無灯火走行、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ウ 警察庁が作成した「自転車ルールブック」を活用した自転車の交通ルールの分かりやすい周知や、「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」が作成した「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた、民間事業者や団体、自治体、家庭、学校等の様々な教育主体による、それぞれが有する知見や教育機会を活用した心身の発達状況等のライフステージに応じた交通安全教育の推進
- エ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働き掛け等の推進
- オ 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- カ 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射用品等の取付けを促す取組の推進
- キ 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシ

ートベルト着用の徹底を促す取組の推進

ク 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進

ケ 自転車事故の被害者救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

コ 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、歩道通行等の通行区分違反、横断歩行者妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための効果的かつ適切な交通安全教育の推進

サ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進

シ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進

(4) 二輪車の交通事故防止

ア 二輪車の単独事故や、右折車と直進車の衝突事故が多くなっていることから無謀運転、危険・迷惑行為をしないよう呼びかけるとともに、交通事故の責任や命の大切さについての教育の推進

イ 二輪車の性能や自己の運転技能を過信することなく、カーブの手前では十分に速度を落とす。また、車の間のすり抜けや無理な追い越しはしないなどの安全運転の啓発の推進

ウ 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用と胸部・腹部を守るプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進

(5) 運転中のスマートフォン等使用の根絶

ア 運転中のスマートフォン等使用禁止の周知徹底の推進

イ 電話をする必要が生じた際は、交通の安全な場所に止まってから電話する

など、交通ルールに基づいたスマートフォン等の使用の広報、啓発の推進
ウ 運転中のスマートフォン等の使用による危険性について、広報紙やのぼり
旗などによる広報、啓発の推進

7 主催機関の主要推進事項

主 催 機 関	推 進 事 項
昭 島 市	1 広報紙・ホームページ・広報車等を活用した積極的な広報活動 2 交通事故多発路線等における安全対策の推進 3 道路パトロール等を通じた交通安全施設の点検整備 4 自主的な交通安全活動の推進、自動車運転中における安全確認と交通ルール・マナーの周知徹底 5 自転車安全利用五則の遵守、自転車利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済への加入義務化に関する周知の強化、各種行事への積極的な参加協力 6 庁用車の運転前後におけるアルコールチェックの遵守 7 自転車乗車用ヘルメット着用の推進 8 自転車の交通反則通告制度（青切符）の導入に伴う交通ルールの周知、徹底
昭 島 警 察 署	1 通学時間帯、通学路における交通安全指導、保護誘導活動 2 駅、商業施設における交通安全キャンペーン 3 管内企業等に向けた交通安全講和の実施 4 二輪車運転者に対するバイクスクールの開催 5 酒類提供飲食店を訪問しての飲酒運転路上横臥根絶活動 6 悪質・危険・迷惑性の高い交通法令違反の取締り 7 自転車利用者に対する交通指導と違反者取締り 8 夕暮れ時の早めのライト点灯推進・飲酒運転やながらスマホの根絶
昭島交通安全協会	1 広報紙・広報車等による広報活動 2 子ども・高齢歩行者に対する交差点での保護誘導活動等、街頭における交通安全運動の推進 3 年齢層に応じた参加・体験・実践型の各種交通安全教室・交通安全講習会等の開催及び各種行事・集会における交通安全の啓発活動 4 交通安全指導者の育成
昭島市自治会連合会	1 関係機関・団体と連携した各種会議・行事等あらゆる機会を通じての運動の周知徹底と安全教育の推進 2 地域で開催される各種交通安全行事への参加推進 3 関係機関・地域住民と連携した子ども・お年寄りへの安全見守り啓発活動の推進

昭島市教育委員会 昭島市公立小学校 校長会 昭島市公立中学校 校長会 昭島市公立小学校 PTA協議会 昭島市公立中学校 PTA協議会 青少年とともに あゆむ地区委員 会代表者会	1 学校関係者・保護者への運動の周知徹底と安全教育の推進 2 各教育機関・PTA等への協力要請と緊密な連携による安全教育の推進及び街頭指導活動の強化 3 学年に応じた参加・体験・実践型の交通安全教室の開催 4 自転車の正しい乗り方と自転車利用マナーの向上 5 学校周辺の通学路等の点検及び安全指導
昭島高校交通事故 防止連絡協議会	1 生徒への運動の周知徹底と安全教育の推進 2 自転車・バイクの正しい乗り方と利用マナーの向上 3 バイク乗車時のヘルメット着用の徹底と高校生無事故運動の推進 4 PTA等への交通安全教育推進の協力要請の強化
昭島市商工会	1 商店会の会合等を利用した運動の周知徹底と安全教育の推進 2 路上障害物撤去等の街頭における交通環境の点検整備 3 商店会活動等を通じた違法駐車追放のための啓発活動の推進
東日本旅客鉄道 株式会社青梅線 各駅・西武鉄道株 式会社拝島駅	1 構内放送等を通じた駅利用者に対する広報活動の推進 2 社員及び関係機関・団体等への運動の周知徹底と広報紙等の活用による広報・啓発活動の推進 3 踏切での交通安全指導及び踏切保安施設の点検整備
昭島市私立幼稚園 協会 昭島市保育園長会	1 園関係者・保護者等に対する広報活動の推進 2 園児に対する交通安全教育の推進 3 保護者との連携による各種交通安全活動の推進 4 シートベルト・チャイルドシート着用の推進 5 園周辺の通園路等の安全点検の実施
昭島市老人クラブ 連合会	1 各種会議・行事等を通じた運動の周知徹底 2 夜間の明るい服装や反射材着用の推進 3 自転車の正しい乗り方と自転車利用マナーの向上 4 高齢運転者標識の表示についての啓発活動の推進
昭島市民生委員・ 児童委員協議会	1 関係機関との諸行事を通じて高齢者・児童に対して交通安全の推進 2 高齢者に交通ルール、自転車の正しい乗り方の指導を推進 3 児童には、通学路等で安全な交通について一声かける等触れ合い活動の推進 4 地域住民と連携し、交通事故防止のため道路状況や施設などの安全点検の推進

8 主催機関

昭島市、昭島警察署、昭島交通安全協会、昭島市教育委員会、昭島市自治会連合会、昭島市公立小学校PTA協議会、昭島市公立中学校PTA協議会、昭島市公立小学校校長会、昭島市公立中学校校長会、青少年とともにあゆむ地区委員会代表者会、昭島高校交通事故防止連絡協議会、昭島市商工会、東日本旅客鉄道株式会社青梅線各駅、西武鉄道株式会社拝島駅、昭島市私立幼稚園協会、昭島市保育園長会、昭島市老人クラブ連合会、昭島市民生委員・児童委員協議会

【事務局】

〒196 - 8511

昭島市田中町1丁目17番1号

昭島市総務部防災安全課 地域安全係

電 話 042 - 544 - 4108（直通）

F A X 042 - 544 - 7552

(e-mail) chiikianzen@city.akishima.lg.jp